

(広報資料)

平成29年10月31日
京都市建設局
〔担当 自転車政策推進室〕
〔電話 222-3565〕

「三都市放置自転車クリーンキャンペーン」の実施について

近年、京都市をはじめとした近畿地方の各都市における積極的な自転車政策の推進により、放置自転車は全体としては減少傾向にあります。

一方で、鉄道駅周辺や繁華街等にはいまだ自転車の放置が認められ、歩行者や車両の安全な通行を妨げるとともに、都市の景観を損なうなど、社会問題となっています。

このため、京都市、大阪市及び神戸市では、駅周辺における自転車の放置防止を目的に、京阪神の鉄道事業者と協同して、平成29年度の「三都市放置自転車クリーンキャンペーン」を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1 期間

平成29年11月1日（水）～平成29年11月30日（木）

※取組開始は平成10年度から。

2 内容

- (1) 鉄道駅構内及び車内における啓発ポスターの掲出
- (2) 鉄道駅構内及び車内における啓発放送の実施

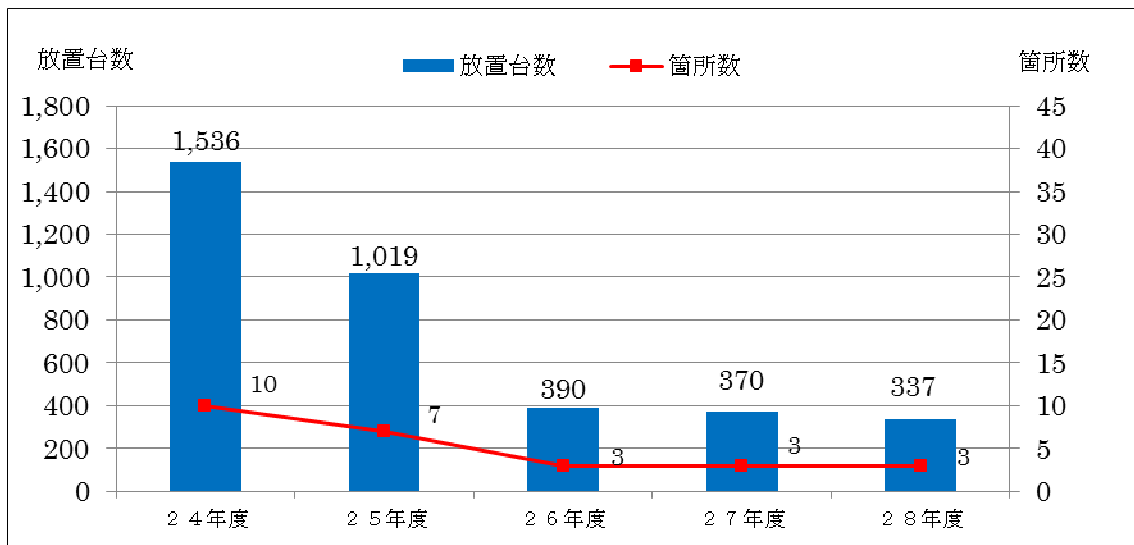
3 協力鉄道事業者

京都市交通局、大阪市交通局、神戸市交通局、JR西日本、京福、叡山、阪神、阪急、京阪、近鉄、南海、阪堺、神戸、山陽、北神急行、神戸高速、神戸新交通（順不同）

4 後援

国土交通省近畿地方整備局

(参考1) 内閣府調査に基づく京都市における自転車放置状況の推移(過去5年間)



※ 内閣府調査(平成24, 26, 28年度は本市独自調査)は各市町村の全鉄道駅周辺に放置された自転車台数を調査するもので、次の要件に該当する放置台数を報告する定めとなっている。

- 1 調査は、10～11月の晴天の平日、概ね午前11時頃を基準とする。
- 2 駅周辺とは、自転車等の放置が駅利用者によるものと考えられる区域を指す。(通常は駅から概ね500m以内の区域と考えられるが、具体的には市区町村が判断する。)
- 3 「放置台数」は、1駅につき、自転車は100台以上、原付・自動二輪車は合わせて50台以上の場合を報告対象とする。自転車が99台以下の場合是对象外となる。

(参考2) 啓発ポスター (B3横)



大 阪 市
神 戸 市
京 都 市
水 戸 市
大 宮 市
川 崎 市
宇 都 宮 市
高 崎 市
前 橋 市
宇 治 市
松 山 市
金 沢 市
富 山 市
石 川 市
福 井 市
山 梨 県
静 岡 県
愛 知 県
岡 崎 市
京 都 府
神 奈 川 県
東 京 都
千 葉 県
茨 城 県
栃 木 県
群 馬 県
山 西 県
山 東 県
北 海 道
青 森 県
岩 手 県
秋 田 県
山 形 県
宮 城 県
福 岡 県
佐 賀 県
長 門 県
大 分 県
高 知 県
香 川 県
徳 島 県
愛 媛 県
高 松 市
山 口 県
宮 崎 県
鹿 児 島 県
大 分 県
宮 崎 県
鹿 児 島 県

国土交通省 道路局 自転車課